

平成17年9月

逗子市教育委員会定例会

平成17年9月26日

逗子市教育委員会

会 議 録

平成17年9月26日逗子市教育委員会9月定例会を逗子市役所第2委員会室に招集した。

出席者

委員長	小 島 裕 子
教育委員	五十嵐 樹
教育委員	村 松 邦 彦
教育委員	吉 崎 久 治
教育長	野 村 昇 司
教育委員会理事 兼教育部担当部長 (文化・教育ゾーン総括)	松 下 洋一郎
教育部長	新 明 武
教育部次長	嶋 六 三
教育部次長	川 村 信 敏
学校教育課長事務取扱	
教育総務課長	草 柳 清
学校教育課主幹	倉 地 正 行
学校教育課課長補佐	
学校教育係長事務取扱	金 沢 聖
充て指導主事	柳 原 正 広
生涯学習課長	矢 島 茂 生
生涯学習課課長補佐	
文化財保護係長事務取扱	竹 内 敏 春
教育研究所長	佐 藤 真 澄
教育研究所主幹	高 館 正 明

事務局

教育総務課課長補佐 小 俣 雄 司

開会時刻 午後 3 時 0 4 分

閉会時刻 午後 3 時 4 5 分

会議録署名委員決定 五十嵐委員、吉崎委員

小島委員長

会議に先立ちまして、傍聴の皆様をお願いいたします。傍聴に際しましては、入り口で掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されました場合には御退場いただくことがありますので、御了承ください。

小島委員長

では、定足数に達しておりますので、ただいまから平成17年逗子市教育委員会9月定例会を開催いたします。

本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は五十嵐委員、吉崎委員のお2人をお願いいたします。

では、これより会議日程に入ります。

日程第1「7月定例会会議録の承認について」

小島委員長

日程第1「7月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただきたいと存じます。

会議録に御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

では、御異議がないようですので、7月定例会会議録は承認いたします。

吉崎委員、村松委員、会議録に御署名をお願いいたします。

日程第2「8月定例会会議録の承認について」

小島委員長

日程第2「8月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただきたいと存じます。

会議録に御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

では、御異議がないようですので、8月定例会会議録は承認をいたします。

村松委員、五十嵐委員、会議録に御署名ください。

日程第3「教育長報告事項」

小島委員長

続きまして「教育長報告事項」についてを議題といたします。

教育長から報告をお願いいたします。

野村教育長

それでは、御報告の前に一言だけ。「秋の日のつるべ落とし」と申しますが、日に日に日暮れが早まってきております。庁内でもクールビズの姿もだんだん様変わりして、季節の変わり目を感じさせている昨今でございます。

さて、前回の教科書採択におきましては、採択検討委員会への出席とか、何回にも及びました学習会、そして当日の採択と、他市の教育委員会以上に学習を重ねて、熱心な討議の中、平成18年度からの使用の中学校の教科書を採択していただき、感謝申し上げます。参考までに、お手元に各市町村の採択結果が配付されているかと思いますが、それを見て、県下の情勢をうかがっていただきたいと思います。

次に前回8月の教育委員会でも私の方からアスベストにつきまして話題を出しました。そのときに村松委員さんからも、質している、安全だというだけではなく、しっかりと把握していただきたいという要望が出ております。このことにつきましては、新聞等でも既に御承知いただいているだろうと思いますが、現在までの状況を後ほど所管の方から説明させますので、それによって御理解いただきたいと思います。

具体的に入る前にもう一つ、先般行われました中学校体育祭への御出席についてお礼を申し上げます。市内3中学校の体育祭でございますが、当日はすばらしい秋晴れの中、中学生の力強い演技を拝見いたし、改めて各学校の校長先生初め先生方の努力をかいま見ることができました。委員の皆さんも、それぞれの学校の個性を見ることのできたのではないかと思います。これまで教育委員の皆さんには運動会に限らず、日常の仕事もありながら、授業にも積極的に御参加いただいております。逗子のように教育委員さんが新採用の先生の授業やほかの先生の授業研究を参観し、議論に加わるということは、私ども教育長会議でも常に話題になることでございますし、私の自慢でもございます。本当に感謝したいと思います。なお、10月半ばから11月にかけて「学校へ行こう週間」が開催されます。これは例年のことでございますが、各学校とも授業研究の発表等がございます。それぞれの本務

があるかと思いますが、ぜひ授業等を見ていただき、忌憚のない御意見をいただければと願っております。

さて、8月、9月にかけて、教育長会議がございました。この間の湘三管内の教育長会議でございますが、内容は18年度採用の教員状況であります。昨年度より教員採用数は横ばいということでございます。中学校では社会科などこれまで不足がちだった教科についての採用を開始するということは、昨年からは始まっております。しかし、各市の定員状況は、欠員が大変多うございます。当然、退職者等の配分から、不足することは明らかなわけですが、ただ、不足しているから採用基準を引き下げていけば、それだけの不足は補えるわけですが、そうすることによって教員の質の低下を招きかねないという苦しみもあり、不足分は臨任教員とか非常勤で補う現象が生じております。臨任教員が3名から5名も抱え込まなければならない学校も生じかねない状況でございます。このために、これはあくまで県費によつての負担でございますので、神奈川県としては4億円の費用がここに費やされているということでございます。今後、この臨任教員、本市の場合でも17年度は18名の欠員状況が予想されます。できるだけ多くの採用を希望しておりますが、採用あるいは転入者に満たない場合は、やはり臨任で補っていく、あるいは非常勤で補っていくよりいたし方がない状況が目に見えているような気がいたします。

次に、全県の市町村教育長会議でございますが、話題になっております新しい職について、県の教育委員会から示されました。神奈川県では児童・生徒や保護者のニーズにこたえて、課題に機動的に解決するための学校運営組織の見直しの検討に入ってまいりました。今回、県の教育委員会は、県立学校についてこれまでの主任制度にかわり、新たな職として総括教諭の設置を含む規則改正を行いました。県費教職員の給料表の変更に伴いますので、当然今後、各市町においても新たな学校組織や総括教諭の設置について検討することになるだろうと思います。これらの各市町村の教育長会議等を通して検討し、さらに詳細につきましては改めて課長会議等で煮詰まったところで教育委員会に提案してまいりたいと思っております。

それからもう一つ、これは冒頭に申し上げるべきことだったと思うんですが、8月5日それから8月24日、25日に、湘三管内の教員の研究会が開催されました。8月5日の中学校の研究会会場は、本年度は逗子中学校で行われまして、私も参加いたしました。500人以上の参加を得て、熱気にあふれた、充実した研究大会であったと思っております。そのほか、湘三管内だけでも、団塊の世代の校長さんたちが大量に退職なさいます。平成19年度には35名にもなると予想され、ますます広域人事の必然性が現実を帯びてくるように感じ

ております。

以上が教育長会議の大まかな内容でございますが、そのほか今後、管理職の率別勤勉手当等の支給についても、より具体的な話題が提供されてくるだろうと思っております。

以上、雑駁ですが、教育長会議の概要をお知らせいたしました。

小島委員長

ありがとうございます。教育部長、引き続きお願いいたします。

新明教育部長

それでは、私の方から平成17年逗子市議会第3回定例会の概要について御報告させていただきます。教育長報告事項資料をごらんいただきたいと思います。

市議会第3回定例会は、平成17年9月1日から10月3日までの33日間を会期といたしまして開催されておりますが、本日までの審議概要について、ここでは御報告させていただきます。

議案等につきましては、報告6件、議案が閉会中継続審査案件を含め15件、請願は閉会中継続審査案件1件、陳情は閉会中継続審査案件を含め30件、そのうち新規受理された陳情は10件ありまして、そのうちの教育委員会関係のものについて御報告いたします。

まず、9月1日の本会議におきまして、報告第8号として平成14年度から3カ年継続事業として実施してまいりました文化・教育ゾーン整備事業に係る継続費精算報告を行ったほか、議案第46号として生涯学習の推進や学校週5日制への対応を図るため、市立小学校の余裕教室等を子供たちが放課後自由に使用できる場として、また夜間は地域の人たちが会合等で使用できる施設として、これまで地域の方々の御協力のもと、自主管理により開放してきました逗子小学校及び久木小学校の学校開放事業について、適正な施設管理を図るため、新たに管理人を置くための委託経費253万円、及び県指定天然記念物沼間五霊神社の大イチョウとその周辺樹木について、高木化及び風雨により落下・倒壊する危険性が顕著となった樹木等を伐採するための助成経費6万1,000円を計上した平成17年度一般会計補正予算(第3号)が提案され、教育民生常任委員会に付託されました。その後、本定例会において新たに提出されました私立幼稚園就園奨励費に関する陳情、国・県に私学助成制度の充実を求める意見書の採択と逗子市の私学助成制度拡充を求める陳情、逗子の歴史遺産を後世に伝えていくことを市の事業としてまず巡礼道(巡礼古道)について、歴史的価値を検証し、歴史的な位置づけを行うよう求める陳情の3件の陳情が教育民生常任委員会に付託され、本会議は終了いたしました。

翌2日、教育民生常任委員会が開催されまして、まず議案第46号平成17年度一般会計補正予算(第3号)については、審議の結果、原案どおり全会一致をもって可決され、また今定例会新たに提出された3件の陳情のうち、私立幼稚園就園奨励費に関する陳情については全会一致をもって了承されたほか、2件の陳情については慎重審査を求める立場から継続審査を求める動議が出され、賛成多数により継続審査することとされました。そのほか、閉会中継続審査となっておりました請願1件及び陳情5件についても、同様に慎重審査を求める立場から継続審査を求める動議が出され、賛成多数または可否同数により委員長裁決の結果、継続審査とされ、教育民生常任委員会は閉会となりました。

その後、9月13日に本会議が開会され、議案については教育民生常任委員会の審査結果と同様の議決がなされた後、議案第47号平成16年度逗子市一般会計歳入歳出決算の認定のほか各特別会計歳入歳出決算の認定についての4件の議案が提案され、池田議員ほか11名をもって決算特別委員会が設置され、さらに追加議案として参議院議員選挙に係る平成17年度一般会計補正予算(第4号)が提案、即決され、全会一致をもって可決後、本会議が終了となっております。

翌々日の15日から21日まで、決算特別委員会が開催されまして、所管別審査、全般審査、総括結論の後、採決がなされまして、平成16年度一般会計及び下水道事業特別会計歳入歳出決算については賛成多数により、またその他の特別会計歳入歳出決算については全会一致をもって認定されました。

現在のところ、市議会第3回定例会は29日、30日、10月3日の3日間にわたり本会議が開催され、平成16年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定議案の採決がなされた後、12人の議員から一般質問がなされ、閉会となる予定となっております。

以上がこれまでの市議会第3回定例会の状況であります。以上、雑駁ではありますが、御報告を終わらせていただきます。

小島委員長

ありがとうございました。本件に関して御質疑、御意見はございませんでしょうか。

草柳教育総務課長

先ほど教育長の報告の中でございましたアスベストの関係でございます。8月に御報告申し上げました2校において、実は県の方から再度調査の依頼がございました。その中で、新たに県の方からきましたのは、吹き付けひる石と吹き付けロックウール、この2つの品目について調査の依頼がございました。私ども調査、設計図書等を確認しましたところ、小坪公

民館のロビーの天井、それから沼間中学校の音楽室、木工室、金工室に吹き付けひる石がされておりまして。それから、小坪小学校の第2期、第3期の校舎の階段の天井でございます。そちらにもございました。それからあと、久木小学校の共同運動場のプールの男女の更衣室にございました。久木小学校の場合はロックウールでございました。小坪小学校・沼間中学校につきましては、吹き付けひる石でございますが、固定仕上げということで、吹き付けのままではなくて、その後を押し込んで処理されていたという状況でございます。この4カ所から発見されましたので、ただいま飛散の状況の調査、空気中の測定、それからその分析の調査をさせていただいております。調査結果も早めにとということでは業者の方に依頼を申し上げていますが、今、アスベストについては各自治体からの要請も多いということで、なかなか時間がかかるということでございます。一応目標としては、飛散の空気測定については2週間というお話をいただいております。分析の方は1カ月というお話をいただいておりますが、まだ結果が出てきておりません。先ほど申し上げましたように業者の方には早く結果を出してほしいということは再三、依頼させていただいております。

前回お話しした後のアスベストの状況につきましては、以上でございます。

小島委員長

ありがとうございました。では、本件に対して御質疑、御意見ございますでしょうか。

五十嵐委員

補正予算の件ですけれども、具体的には補正予算（第3号）に関する説明書のうちの社会教育総務費の補正ということでよろしいのですね。

新明教育部長

もう少し詳しく御説明した方がよろしいのでしょうか。

五十嵐委員

補正する項目としては1つで、人件費の件ということだけですね。

新明教育部長

先ほども御説明させていただきましたように、今回補正をさせていただいたのは、学校開故事業が253万円、それから五霊神社の大イチョウの樹木の伐採の補助金、これが6万1,000円ということでございます。その2点でございます。

小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

五十嵐委員

それから、アスベストの件ですが、直接お聞きできなくて、既に新聞報道があったということだけ聞いているんですけども、保護者の方への説明ですとか、それから卒業された方も御不安になっている方もいらっしゃるかと思うんです。その辺のことはどういうふうに対応しているか、現時点でのことをお聞かせ願えますか。

草柳教育総務課長

その前に、もう一度お話をさせていただきたいと思います。一応そういう調査をしておりまして、その間の対応として小坪公民館につきましては今、休館をしております。入り口のすぐ入ったホール全体の天井に吹き付けされているという状況でございますので、休館にさせていただいております。各学校につきましては、その箇所の立ち入りを禁止させていただいております。ただいまの質問でございますが、箇所が出ましたところの学校につきましては、保護者に対しまして文書にて、内容を明確にしまして、お知らせをさせていただいております。ただ、今は、調査結果が出ておりませんので、また調査結果が出ましたら御説明をさせていただくということになっております。

あと、小坪小学校につきましては、PTAの懇談会がございましたので、そこでも校長先生の方から説明をさせていただいたという状況でございます。

小島委員長

五十嵐委員、よろしいですか。

吉崎委員

今、県立の高校の方もですね、体育館だとか講堂だとか、その天井にアスベストが使われているかどうかについて、調査を始めているようです。ですから、そういう形で調べ終わった学校が報告を出すような形になってくると思います。

村松委員

このアスベスト問題というのは、20年、30年先になってですね、訴訟問題とかいろいろ出てくる可能性というのはありますね。ですから、よっぽど記録をしっかり残して、それによって被害があったのかないのかという問題をしっかり今しておかないとですね、将来の問題として恐らくかかわってきますから、しっかりした記録だけは残しておいた方がいいんじゃないかというふうに思います。

小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。では、御質疑、御意見がこれ以上ないようなので、これをもちまして教

育長報告事項を終わりといたします。

日程第4「報告第21号議案（平成17年度逗子市一般会計補正予算（第3号））作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

小島委員長

日程第4「報告第21号議案（平成17年度逗子市一般会計補正予算（第3号））作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。

事務局から報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。

矢島生涯学習課長

それでは、報告第21号議案（平成17年度逗子市一般会計補正予算（第3号））作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から議案作成に伴い意見を求められ、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき報告し、承認を求めます。平成17年度逗子市一般会計補正予算（第3号）議会説明書がお手元に配付されていると思いますので、予算に関する説明書をごらんいただきたいと思います。

それでは、一般説明書の8ページ、9ページをお開きください。第9款教育費、第4項社会教育費、第1目社会教育総務費の学校開放事業につきましては、自主管理を行っております逗子小学校及び久木小学校の管理をパブリックサービスに委託しますその経費、253万円を増額補正するものでございます。また、文化財保護事業につきましては、県指定天然記念物であります五霊神社の大イチョウとその周辺の樹木のうち、風雨により落下・倒壊する危険性が顕著となった樹木及びその枝葉の安全の確保を目的に枝払い等緊急な措置を講じるため、管理者であります五霊神社の氏子会に工事費の一部を補助するため、6万1,000円を増額補正するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

小島委員長

ありがとうございました。本件に関して御質疑、御意見はありますか。

いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では、御質疑、御意見、特にございませんので、本件について承認するというところでよろ

しいでしょうか。

(全員異議なし)

では、本件について承認することに決定いたしました。

日程第5「議案第12号逗子市教育委員会管理職職員業績評価規程の制定について」

小島委員長

引き続き、日程第5「議案第12号逗子市教育委員会管理職職員業績評価規程の制定について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

草柳教育総務課長

それでは御説明申し上げます。議案第12号逗子市教育委員会管理職職員業績評価規程の制定につきまして御説明申し上げます。

提案の理由としましては、逗子市教育委員会の所属に属する管理職員について、職として果たすべき役割を強く認識させるとともに、その成果に応じた給与面での処遇に反映させるため、評価期間における組織及び職としての事業目標を制定し、その目標の達成度を成果として評価することについて、必要な事項を定めるものでございます。

それでは恐れ入ります。議案の第1条をごらんいただきたいと思います。ここにおきましては、今申し上げました趣旨を書かせていただいております。

第2条につきましては、被評価者でございます。対象となりますのは、7級、8級の職員、管理職職員でございます。

第3条では評価者、これは目標のシートをつくっていただきまして、そのシートを評価します。第1次評定者、第2次評定者がございます。恐れ入ります。議案の3ページ目につけてございます別紙第1をごらんいただきたいと思います。課長、主幹、課長補佐につきましては第1次評定者を次長、第2次評定者を部長とさせていただきます。次長、参事につきましては、第1次評定者が部長、第2次評定者が教育長ということになります。理事、部長、担当部長におきましては、第1次評定者が教育長ということになります。

次に第4条でございます。最終評価につきましては、先ほど申し上げました第1次評定者が教育長ならば、第2次評定を行わないとさせていただきます。第2次評定者は前条の調整等を行った後、達成度の最終評価を確定することになります。基本的には第2次評定者が行うということでございますが、先ほど申し上げました理事、部長、担当部長につきま

しては、教育長である第1次評定者で評価が終わるということでございます。

第5条につきましては、このシートにつきましては、第2次評定者及び第1次評定者が教育長の場合、評価を記載した業績評価シートを4月30日までに教育総務課長に提出するものとしております。これは教育総務課長が厳重にそれを保管しなければならないという規定をさせていただいております。

あと施行期間でございますが、市長部局につきましては平成17年7月1日から施行しております。教育委員会につきましては、本日可決いただければ10月1日から適用させていただきたいと考えております。ただ、経過措置としましては、今申し上げましたように、本来でしたら4月1日から翌年の3月31日までの間ということでございますが、本日可決いただければ10月1日から来年の3月31日までの6カ月間とさせていただくということでございます。今回は、要するにこの評価をしますと、先ほど申し上げました給与面に反映するということでございます。この17年度の評価が18年度の6月期末勤勉手当、こちらに反映をさせていただきたいと考えて御提案をさせていただいております。よろしく願いをします。

小島委員長

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見はございますか。

五十嵐委員

マニュアルの目的のところ、管理職職員について、職として果たすべき役割を強く認識させるとともに、その成果に応じた給与面の処遇ということで、目的はその2つというふうに挙げているのかなと思うんですけれども、成果に応じた給与面での処遇に反映させることという、その前の部分の果たすべき役割を強く認識させるということは、どちらにその置かれている目的のウエートがあるんですか。この関係がよくわからないんですけれども、最終的に給与に反映させることが目的なのか、役割を強く認識させることが目的なのか、お話をお伺いしたいなと思うんですけど。

草柳教育総務課長

これは両方ございまして、本来やはり管理職としての役割、その事業の目標を達成するという役割がございます。これに伴って給与の方に反映していくという考えでございます。

五十嵐委員

その2つが関係し合って目的となっているということで理解してよろしいわけですね。そうしますと、財政的に給料を少なくしよう、人件費を少なくしようという意図は、それほど

ないと理解していいですか。

草柳教育総務課長

実は、先ほど勤勉手当ということでございまして、これは大枠が決まっております。その中で、やる気のある職員、要するに目標を持ってその役割を果たす職員、果たさない職員の結果を出すということが給与に反映されるということでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

松下教育委員会理事

ダブるかもしれませんが補足しますと、これは期末勤勉手当いわゆるボーナスであります。その時期の成果ということでいきますので、次のボーナスになりますと、それは一回全部クリアして、また同じスタンス、ゼロの立場で皆さんを評価して、私たちが押さえるわけで、プラス・マイナスをやっていくということになります。あとは、通常の業務の評価というものがあるわけですが、これについては、これとは違った視点で、仮にいわゆる目標達成ができないとしても、こちらはやったか、できたかできないかを基本的に評価します。もう一つは、通常の業務の中で、非常に厳しい条件で、目標は達成できなかったけれども、非常に優秀な管理能力を発揮した方がいる。ただ、残念ながらいろいろな事情で目的が達成できないということもあろうかという部分については、給与のベースアップ面で評価をしていこうということがあります。これも全員がプラスに行くわけではなくて、通常ですといくらかの昇給があったときに、その辺は、少し上がり幅を工夫したりするようなことが国でも検討されておまして、そういうものとあわせて今、検討が進められています。これとは、考え方は微妙にずれながら、2つの評価の視点で私どもも評価されるというような流れが今あるということで、こちらはボーナス、勤勉手当に反映される一つのものを、今、スタートさせていただきたいということでございます。

小島委員長

五十嵐委員、よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

村松委員

この案の中で、まず自己評価しますよね。自己評価をするという何か項目というのは、どこかにありますか。1条から被評価者、評価者となって、被評価者というのは自己評価するわけですよね。まず第1段階ですから、これはどこかに書いてありますか。

新明教育部長

説明が不十分だったと思います。これは教育委員会の規定でして、最後の第6条に実は準

用規定というのがあります。もともとの規定が、市長部局の職員の業績評価規定が実はあるんです。今の御質問の自己評価の条項については、その規定によりますと第9条に規定されています。ですから、このもともとの市長部局の方の評価規定もあわせて添付すればわかりやすかったかと思います。

村松委員

わかりました。じゃあ、この9条の中にまず自分で自己評価してということは入っているわけですね。

新明教育部長

実際に第9条を読ませていただきますと、自己評価については、毎年3月15日までに3月31日時点の進捗状況、達成状況を具体的に関する。そういうことになります。

小島委員長

よろしいですか。ほかにございませんか。

五十嵐委員

今の第6条のお話で、市長を教育長と読みかえるということで、そうしますと評価の項目の設定のところなんですが。総合計画の市及び部の継続実施、市長ヒアリングというのがやはり出ているんですが、逗子の教育は逗子の教育として、目標が別に定まっているかと思うんですけれども、その辺のところは目的と評価項目として策定することはできますか。

新明教育部長

いろいろこちらの資料にありますように、戦略ブックだけではなくて、総合計画上の基本計画で5年目標というのいろいろあります。その中でまた市長ヒアリングの指示事項もありますし、その中の項目をいろいろ本人が、最大5項目、それを選んで、その目標に定めていくということでございます。

小島委員長

ほかにはいかがでしょうか。

村松委員

つかぬことを伺いますが、よろしいですか。教育長というのは、ラインのトップなんですか。ラインのトップになっているわけですね。別個の要するに行政から独立して、市長に対して自由な発言とか、そういったものができるということは、どちらかというとスタッフで、きちっと独立されているというわけじゃないんですね。

野村教育長

独立機関ではありません。

村松委員

独立機関であり、かつ組織のトップということなんですね。

小島委員長

ほかにございますか。

特になければ、採決させていただきたいのですが。では、本件について可決するという
とでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、本件について可決することに決定いたしました。

日程第6「その他」

小島委員長

では、日程第6「その他」についてを議題といたします。

議事として何かお持ちでしょうか。

草柳教育総務課長

それでは、1点、教育総務の方から御報告させていただきます。実は、逗子市職員の降格
申し出に関する要綱というものが市長部局にできました。これは市職員全体にかかる問題と
いうことございまして、何かといいますと、要するに病気その他の理由により、現在保有
しています管理職を対象にしてございまして、その職務の遂行に支障を来すというところで、
みずからの意思により降格を申し出た場合は、これを尊重して職員の降格をさせることがで
きるという要綱ができております。ただいま申し上げました管理職といいますのは、7級、
8級でございます。8級の部長職につきましては、2つ級が下に下がることができます。課
長職につきましては1つ級が下がるという対応でございます。これを病気その他の理由とい
うことございしますが、最近、家庭の介護の問題とかということで、長期にかかってしまう
という介護が特にかかるというお話も結構ございまして、現在の職が遂行できないというこ
とと、もう1点は、病気によるという問題がございます。心の病気ということで、最近管理
職の方もそういう病気にかかる方がいらっしゃいます。そうしますと職に耐えられないとい
うことで、本人から申し出があれば、この要綱に基づいて降格ができるというもので、先般
教育委員会につきましても、この要綱の対応をさせていただきたいということで、きょうは
御報告をさせていただきたいと思います。以上でございます。

小島委員長

承りましたが、何か御質疑などありますか。

五十嵐委員

それは何か理由がないと降格ができないということですか。例えば管理職にはなりたくないとか、そういう理由でも降格が可能ということですか。

草柳教育総務課長

家庭介護の問題とか、それから本人の病気などの理由から、本人の申出があれば対応できますが、本人がやりたくないということは理由にはならないということでございます。

小島委員長

よろしいでしょうか。

では、ほかにその他として何か議題がありますでしょうか。

ございませんか。なければ、以上でその他について終わらせていただきます。

最後に、次回10月の定例会ですけれども、次回は10月27日、木曜日、午後3時からを予定しております。

これをもちまして教育委員会9月定例会を終了いたします。ありがとうございました。